

厚生年金パートタイマー加入・段階的拡大へ

11月17日の朝日新聞で「厚生年金パート加入段階的拡大」の記事が掲載されていましたので要約をご紹介します。『厚労省は給与や勤務時間、勤続期間などの勤務形態が正社員に近い人から段階的に加入させる方向で検討に入った～・・・～最終的な加入対象も一定程度の賃金を得ている人や、正社員に近い仕事内容の人に限定し、学生や短期間パートは対象から外す方針だ』前回の年金改正時に先送りされた『週20時間以上又は年収65万円以上の人を対象』案を若干要件緩和した内容になる模様です。

具体的には、週20時間以上働く人を加入対象とすることを目標としつつ、当面の案(2008年)は

①	正社員の3分の2、週26～27時間以上働く人
②	月収が現在の厚生年金の下限である98,000円以上の人
③	2～3年以上継続して働いている人

となるようですが、経済界との綱引きが予想されます。どちらにしても、前回先送りされた案は廃案にはなっていないので、企業としては何らかの対策を立てる必要があるでしょう。主婦パートタイマーの加入も大きな問題ですが、それよりも高齢労働者の加入の方がより重要になってきます。在職老齢年金の適用との絡みができます。また高年齢者雇用安定との関係も見直しが必要かもしれません。

各種保険の加入基準(現行法)※参考

勤務時間/週	労災保険	雇用保険	社会保険
20h未満	○	×	×
20～30h未満	○	○	△*
30h以上	○	○	○*

社会保険・労働保険徴収事務センターの調査

従来より社会保険の調査は、社会保険事務所が行っていましたが、ここ最近『社会保険・労働保険徴収事務センター』が「社会保険及び労働保険に関する調査の実施」ということで両保険の調査を行っているようです。実際に調査を行う担当者は、労働基準監督署労災課の厚生労働事務官と社会保険事務所の社会保険調査官となっており、調査内容としては、事業所の従業員の健康保険・厚生年金保険被保険者資格等についての調査と労働保険料算定基礎調査についてです。

調査期間については、管轄によって違いはあるようですが、社会保険は過去2年間で、現在在籍している方についての調査です。また労働保険については平成16年度、平成17年度の2年度となっています。調査に要する帳簿・書類については概ね下記のものが必要になるようです。

- *会社経歴書、案内書、事業場組織表、定款、雇用契約書、労働協約、労働者名簿
- *就業規則、給与規程、賃金台帳、賃金計算書、賃金支給明細書
- *社会保険関係諸届の控及び雇用保険関係書類

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。送信リストから削除させていただきます。よろしく申し上げます。

FAX番号45-7166 不要 貴社名 _____